

広島県告示第六百四号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
使用料		使用料	
種別	単位	種別	単位
測定機器、試験機 器及び分析機器 （略）	（略）	測定機器、試験機 器及び分析機器 （略）	（略）
赤外分光光度 計（略）	（略）	赤外分光光度 計（略）	（略）
走査型電子顕 微鏡（略）	（略）	走査型電子顕 微鏡（略）	（略）
測定機器、試 験機器及び分析 機器（略）	（略）	測定機器、試 験機器及び分析 機器（略）	（略）
蒸気殺菌機 （略）	（略）	蒸気殺菌機 （略）	（略）
E型粘度計 （略）	（略）	E型粘度計 （略）	（略）
味認識装置 （測定用セン サーを含む） （略）	（略）	味認識装置 （測定用セン サーを含む） （略）	（略）
味認識装置 （測定用セン サーを除く） （略）	（略）	味認識装置 （測定用セン サーを除く） （略）	（略）
火入蛇管（加 熱用）（略）	（略）	火入蛇管（加 熱用）（略）	（略）
火入蛇管（冷 却用）（略）	（略）	火入蛇管（冷 却用）（略）	（略）
実費を基準と して知事が定め るもの 1 清酒酵母製 造設備（培養 造設備）（略）	（略）	実費を基準と して知事が定め るもの 1 清酒酵母製 造設備（培養 造設備）（略）	（略）
四月から二 回（略）	（略）	四月から二 回（略）	（略）
九月まで二 回（略）	（略）	九月まで二 回（略）	（略）
みそ又はし ょう油酵母製 造（略）	（略）	みそ又はし ょう油酵母製 造（略）	（略）
一回（略）	（略）	一回（略）	（略）
本培養（略）	（略）	本培養（略）	（略）
金額	金額		
備考	備考		

備考 (略)	8 多点ひずみ一時間 測定装置(木 材)能強度試 験(機用)	三〇〇円	7 多点ひずみ一時間 測定装置	二、六〇〇円
	9 多点ひずみ 測定装置(実 大材強度試験 機用)	四〇〇円		1 加工機器
備考 (略)	10 多点ひずみ 測定装置(実 大材引張試験 機用)	四〇〇円	12 1 11 (略) 薬剤減圧加 圧注入機	一、六〇〇円
	12 (略)	(略)	13 (略)	(略)

第二号の表を次のように改める。

セン ター の 区 分	種 別	単 位	金 額	備 考
保健 環境 セン ター	検査及び分析 一 病原微生物の検査 1 病原細菌の検査 (一) 免疫学的検査 (二) 遺伝子的検査 (三) 薬剤感受性検査 2 病原ウイルス・リケ ツチアの検査 (一) 免疫学的検査 (二) 遺伝子的検査	一件	一八、二〇〇円 二四、四〇〇円 一一、三〇〇円	1 一種につき 2 腸管出血性大 腸菌等三種 2 サルモネラ等 一二種 アンピシリン等一 二種
	二 化学物質の検査及び無 菌検査 1 遺伝子組換え食品の 定性検査	〃	三三、三〇〇円 三三、七〇〇円	1 一種につき 2 つつが虫病リ ケツチア等六種 1 一種につき 2 インフルエン ザウイルス等七 種
				平成二七年三月三 〇日消費表第一三 九号消費者庁次長

<p>通知及び平成二四年一月一六日食安発一一一六第四号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知に定める方法による。</p>	<p>四三、二〇〇円</p>	<p>(一) パイヤ(五五一)</p>
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三六年厚生省令第一号)第一二条第一項に規定する試験検査</p>	<p>五〇、五〇〇円</p>	<p>(二) トウモロコシ(C BH三五一)</p> <p>2 医薬品の検査</p> <p>(一) 日本薬局方医薬品又は日本薬局方外医薬品の適否検査(動物を用いる検査を除く。)</p>
<p>1 一成分につき 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一二条第一項に規定する試験検査</p>	<p>二三、七〇〇円</p>	<p>(1) 定量分析を含むもの</p> <p>(2) 定量分析を含まないもの</p> <p>(二) 定量分析(動物を用いる検査を除く。)</p>
<p>1 一成分につき 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全</p>	<p>二九、〇〇〇円</p>	<p>(1) 特殊機器を使用するもの</p> <p>(2) 特殊機器を使用しないもの</p> <p>(三) 定性分析(動物を用いる検査を除く。)</p>
<p>二二、〇〇〇円</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

五物質	<p>5 大気粉じん試料中の有害物質の検査</p> <p>(一) マンガン等重金属</p>	〃	六二、五〇〇円	2 1 一成分につき有害大気汚染
	<p>(二) マラチオン等農薬の水質評価指針項目 二七物質</p>	〃	八六、二〇〇円	<p>2 1 一成分につき平成六年四月一五日環境庁水質保全局長通知に定める方法による。</p>
	<p>(4) ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸</p>	〃	一一〇、六〇〇円	2 1 一成分につき
	一三物質	〃	六四、五〇〇円	2 1 一成分につき
	<p>(3) ダイアジノン等</p>	〃	九七、四〇〇円	2 1 一成分につき
	<p>(2) クロロホルム等揮発性項目八物質</p>	〃	三一、〇〇〇円	2 1 一成分につき
	属項目五物質	〃	三一、〇〇〇円	2 1 一成分につき
	<p>(1) ニッケル等重金属</p>	〃	三一、〇〇〇円	2 1 一成分につき

二八日環水規第一二一号環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成一六年三月三十一日環水企発第〇四〇三三一〇〇三号・環水土発第〇四〇三三一〇〇五号環境省環境管理局水環境部長通知及び令和二年五月二八日環水大水発第二〇〇五二八一号・環水土発第二〇〇五二八二号環境省水・大気環境局長通知に定める方法による。

	<p>(二) アスベスト</p> <p>6 廃棄物最終処分場浸出水（PCB）の検査</p>	<p>〃</p> <p>〃</p>	<p>四四、九〇〇円</p> <p>一四七、八〇〇円</p>	<p>物質測定方法マニユアル（環境省策定）に定める方法による。</p> <p>アスベストモニタリングマニユアル（第四・二版）（環境省策定）に定める方法による。</p> <p>一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成一〇年環境庁・厚生省告示第一号）に定める方法による。</p>
<p>食品工業技術センター</p>	<p>一 試験及び測定</p> <p>1 食品添加物試験</p> <p>(一) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要することの特によりもの</p> <p>2 粘弾性特性</p> <p>3 特殊試験</p> <p>(一) 防ばい、貯蔵、吸湿、保存等</p> <p>(二) 酵素</p> <p>(三) 微生物</p> <p>(1) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(2) 手数を要するもの</p> <p>4 官能評価</p> <p>5 エネルギー分散型X線分析装置によるもの</p> <p>6 食品・食品素材等に関する測定</p>	<p>一成分</p> <p>一試料</p> <p>一項目</p> <p>一回</p> <p>一試料</p>	<p>八、七〇〇円</p> <p>一四、二〇〇円</p> <p>二九、一〇〇円</p> <p>五、七〇〇円</p> <p>六、八〇〇円</p> <p>一八、一〇〇円</p> <p>七、〇〇〇円</p> <p>一五、五〇〇円</p> <p>四、二〇〇円</p> <p>八、四〇〇円</p>	<p>一試料につき所要時間一月までごとに</p> <p>1 他の種別に掲げる測定以外の測定</p> <p>2 一試料につき。</p>

<p>二 検査及び分析</p> <p>1 食品・食品素材等に関する一般定性分析</p> <p>(一) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要することの特に多いもの</p>	<p>一項目</p>	<p>一、七〇〇円</p> <p>三、二〇〇円</p> <p>七、〇〇〇円</p>	<p>ただし、日本産業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。</p> <p>3 印画紙へ記録する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>4 試料の作成を必要とする場合は、五、二〇〇円を加算した額とする。</p> <p>5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに六〇〇円を加算する。</p> <p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これら</p>
--	------------	---	---

<p>2 食品・食品素材等に 関する一般定量分析</p>	<p>(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一成分 二、五〇〇円 三、七〇〇円</p>	<p>の成分を一成分 として手数料を 計算する。</p>
<p>(一) 手数を要すること の特に少ないもの (二) 手数を要すること の少ないもの (三) 手数を要するもの (四) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>二、六〇〇円 四、五〇〇円 六、九〇〇円 九、二〇〇円</p>	<p>1 一試料につき 2 試料の前処理 を必要とする場 合は、三、九〇 〇円を加算した 額とする。 3 二成分以上の 分析依頼があつ た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、二成分 目から一成分ご とに三〇〇円を 加算する。</p>	
<p>3 食品・食品素材等に 関する特殊性分析及 び特殊定量分析</p> <p>(一) ガスクロマトグラ フによるもの (二) ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの (三) 高速液体クロマト グラフによるもの (四) 蛍光分光光度計に よるもの</p>	<p>九、三〇〇円 二八、〇〇〇円 一六、〇〇〇円 一五、一〇〇円</p>	<p>一試料につき</p>	

西部 工業 技術 セン ター	一 試験及び測定 1 材料試験 (一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断 (二) 弾性率 (三) 衝撃 (1) 常温で行う場合 (2) 温度指定で行う場合 (3) 極低温で行う場合 四 硬さ (五) 磨耗 (六) 非破壊 超音波探傷装置によるもの (七) 疲労	(五) 原子吸分光光度計によるもの (六) 炎光光度計によるもの 三 写真 1 顕微鏡写真 2 その他の写真 四 試作	六、一〇〇円 九、四〇〇円 二、六〇〇円 二、六〇〇円 二、一〇〇円 四、九〇〇円 一、九〇〇円 四、七〇〇円 一、七〇〇円 一、〇〇〇円 三、一〇〇円 四、五〇〇円 五、〇〇〇円	額 所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める 耐力を測定する場合は、一、三〇〇円を加算した額とする。 二試料目から一試料ごとに一、四〇〇円を加算する。 二試料目から一試料ごとに二、二〇〇円を加算する。 測定箇所三箇所までごとに 1 所要時間一時間までごとに 2 ピンオンデイスク式等による。 所要時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える三〇分ごとに二、一〇〇円を加算する。 試験時間が一時間を超える場合は、
----------------------------	---	--	--	---

	(八) 落錘衝撃			
	(1) 常温以上で行う場合	〃	六、九〇〇円	その一時間を超える一時間ごとに八〇〇円を加算する。
	(2) 極低温で行う場合	〃	七、六〇〇円	二試料目から一試料ごとに二、四〇〇円を加算する。 1 液体窒素を用意すること。 2 二試料目から一試料ごとに三、六〇〇円を加算する。
	2 機械器具等の試験			
	(一) 形状測定			
	(1) 手数を要するもの少ないもの	一項目	一、一〇〇円	
	(2) 手数を要するもの	〃	一、八〇〇円	
	(3) 手数を要するもの特に多いもの	〃	六、四〇〇円	
	(二) その他器具の性能又はその強度試験			
	(1) 手数を要するもの特に少ないもの	一件	三、〇〇〇円	
	(2) 手数を要するもの少ないもの	〃	四、一〇〇円	
	(3) 手数を要するもの	〃	七、一〇〇円	
	(4) 手数を要するもの特に多いもの	〃	九、九〇〇円	
	3 ひずみ測定			
	(一) 動ひずみ計又は静ひずみ計によるもの	一測定点	三、四〇〇円	
	(二) X線応力測定装置によるもの	〃	七、九〇〇円	
	4 騒音及び振動測定			
	(一) レベル測定	〃	一、六〇〇円	
	(二) 周波数分析	〃	二、三〇〇円	
	(三) 振動試験	一件	八、一〇〇円	所要時間四時間まで

たいじょう

5 化学試験

(一) 燃料

(1) 石油類の反応 一試料

一、九〇〇円
二、五〇〇円

(2) 水分、灰分、揮発分、残留炭素分、腐食分又はスラッシュ分

(3) 安定度又は抗乳化度

四、九〇〇円

(4) 硫黄分(ボンブ法によるもの)

五、五〇〇円

(5) 総発熱量

ア 石炭
イ 石油製品

二、四〇〇円
八、〇〇〇円

(二) 塗料規格

(1) 乾燥時間、耐屈折性又は比重

二、三〇〇円

(2) 溶剤不溶物又は加熱減量

四、四〇〇円

(3) よう素価、無水フタル酸、脂肪酸又は溶剤不溶物中の成分

五、八〇〇円

(三) 油脂類

(1) 酸価、けん化価、アルカリ価、遊離アルカリきょう雑物、水不溶性分又は石けんの水分

五、〇〇〇円

(2) 不けん化物、総脂肪質又は中性脂肪

六、五〇〇円

6 腐食耐候性試験

一試料につき二項目以上の依頼があった場合で試験結果から計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。

試験片の調整を要するものは、一枚

(一) 暴露試験	一件	三、六〇〇円	につき一、三〇〇円を加算する。 1 試験期間一月までごとに 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料目から一試験料目ごとに一、三〇〇円を加算する。
(二) 浸せき試験	〃	三、九〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、四〇〇円を加算する。 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料目から一試験料目ごとに八〇〇円を加算する。
(三) キヤス試験	〃	三、二〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、六〇〇円を加算する。 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料目から一試験料目ごとに九〇〇円を加算する。
(四) 恒温恒湿試験 (1) 恒温恒湿器(三〇〇L)によるもの	〃	五、六〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、三〇〇円を加算する。 2 一件につき二

<p>(2) 恒温恒湿器（四六〇L）によるもの</p>	<p>五、六〇〇円</p>	<p>(3) 恒温恒湿器（八〇〇L）によるもの</p>	<p>八、〇〇〇円</p>	<p>(4) 恒温恒湿室によるもの</p>	<p>二〇、二〇〇円</p>
<p>試験料以上試験する場合、二試験料目から一試験料目ごとに三〇〇円を加算する。</p> <p>1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、三〇〇円を加算する。</p> <p>2 一件につき二試験料以上試験する場合、二試験料目から一試験料目ごとに三〇〇円を加算する。</p>	<p>試験料以上試験する場合、二試験料目から一試験料目ごとに三〇〇円を加算する。</p> <p>1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに六、七〇〇円を加算する。</p> <p>2 一件につき二試験料以上試験する場合、二試験料目から一試験料目ごとに三〇〇円を加算する。</p>	<p>試験料以上試験する場合、二試験料目から一試験料目ごとに三〇〇円を加算する。</p> <p>1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一八、九〇〇円を加算する。</p> <p>2 一件につき二試験料以上試験する場合、二試験料目から一試験料目ごとに三〇〇円を加算する。</p>			

(五) 複合サイクル試験	〃	一三、四〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに九、七〇〇円を加算する。 2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに九〇〇円を加算する。
7 めっき、塗膜等の被膜試験	(一) 膜厚測定	一試料	一測定点につき
(1) マイクロメータ、電磁式厚さ計等によるもの	〃	二、一〇〇円	一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに七〇〇円を加算する。
(2) 電解式厚さ計によるもの	〃	四、一〇〇円	一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに三〇〇円を加算する。
(3) 顕微鏡法によるもの	〃	四、六〇〇円	
(二) 付着量及び均一性	一件	四、三〇〇円	
(三) その他被膜試験	(1) 手数を要するもの少ないもの	二、三〇〇円	
(2) 手数を要するもの	〃	三、七〇〇円	
(3) 手数を要するもの特に多いもの	〃	六、六〇〇円	
(四) めっき液等の試験	(1) 手数を要するもの少ないもの	二、六〇〇円	
(2) 手数を要するもの	〃	四、一〇〇円	
(3) 手数を要するもの	〃	六、八〇〇円	

8 どの特にも多いもの 高分子材料試験 (一) 機械的試験	(1) 引張り、曲げ、 圧縮、せん断又は 引裂 ア 室温で行う場 合 イ 温度指定で行 う場合	一試料	六〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに二、〇〇〇円を加算した額とする。
(2) 弾性率	"	九〇〇円	伸びを測定する場合、三〇〇円を加算した額とする。伸びを測定する場合、四〇〇円を加算した額とする。曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、四〇〇円とする。	
(3) 衝撃 (4) 硬さ (5) 磨耗	"	二〇〇円 一、〇〇〇円 四、四〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに四、〇〇〇円を加算した額とする。	
(二) 熱的試験 (1) 温度条件	ア 高温で行う場 合 イ 低温で行う場 合	一時間 "	一、一〇〇円 二、〇〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに四、〇〇〇円を加算した額とする。
(2) 熱変形、ぜい化 耐熱、加熱減量又は流動性	一件	二、五〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに四、〇〇〇円を加算した額とする。	
9 放射線量測定(サーベイメータによるもの)	一試料	三、九〇〇円	1 他の種別に掲げる測定以外の測定	
10 測定	一試料	三、九〇〇円	2 一試料につき。ただし、日本産	

<p>(一) 手数料を要することの少ないもの</p>	<p>一成分</p>	<p>一、八〇〇円</p>
<p>二 検査及び分析 1 一般定性分析</p> <p>(一) 手数料を要することの少ないもの (二) 手数料を要するもの (三) 手数料を要することの特に多いもの</p>	<p>一項目 " "</p>	<p>一、三〇〇円 二、七〇〇円 七、二〇〇円</p>
<p>(一) 手数料を要することの少ないもの</p>	<p>一項目</p>	<p>業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。 3 試料の作成を必要とする場合は、五、二〇〇円を加算した額とする。 4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p> <p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析 2 一試料につき 3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p>

<p>(八) 蛍光X線装置によるもの</p>			
<p>(1) 定性分析</p>	<p>〃</p>	<p>八、一〇〇円</p>	
<p>(2) 定量分析</p>	<p>一成分</p>	<p>九、一〇〇円</p>	
<p>(九) ICP発光分析によるもの</p>	<p>〃</p>	<p>七、〇〇〇円</p>	
<p>(十) エネルギー分散型X線分析装置によるもの</p>	<p>一試料</p>	<p>六、一〇〇円</p>	
<p>(十一) 熱分析</p>	<p>〃</p>	<p>六、三〇〇円</p>	<p>示差熱分析装置、 熱天びん又は熱膨張測定装置によるもの</p>
<p>4 工業用水及び工場排水検査</p>			
<p>(一) 化学的酸素要求量</p>	<p>〃</p>	<p>一、九〇〇円</p>	
<p>(二) 生物化学的酸素要求量</p>			
<p>(1) 手順を要することの少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>五、二〇〇円</p>	
<p>(2) 手順を要することの少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>六、〇〇〇円</p>	
<p>(三) 用水及び排水中の成分</p>	<p>一成分</p>	<p>一、八〇〇円</p>	
<p>(1) 手順を要することの少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>四、五〇〇円</p>	
<p>(2) 手順を要することの少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>七、七〇〇円</p>	
<p>(3) 手順を要することの特に多いもの 温度、外観、臭気、濁度等</p>	<p>一項目</p>	<p>七〇〇円</p>	
<p>(1) 手順を要することの特に少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>一、三〇〇円</p>	
<p>(2) 手順を要することの少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>二、二〇〇円</p>	
<p>(3) 手順を要することの少ないもの</p>	<p>一枚</p>	<p>四、一〇〇円</p>	<p>蒸着を必要としな</p>
<p>三 写真 1 電子顕微鏡写真</p>	<p>一枚</p>	<p>四、一〇〇円</p>	<p>蒸着を必要としな</p>

東部 工業 技術 セン ター	一 試験及び測定 1 材料試験 (一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断 (1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 (2) その他	四 試作 2 顕微鏡写真 3 その他の写真 4 焼き増し 5 高速度撮影（ハイスピードカメラ）	一件 一時間	所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額 三、一〇〇円 三、七〇〇円 一、〇〇〇円 四、二〇〇円			二、一〇〇円	降伏点又は耐力を測定する場合は、六〇〇円を加算した額とする。
	(二) 衝撃	"	"	1 温度指定で行う場合、五〇試料までごとに一温度指定につき四、一〇〇円を加算する。 2 極低温で行う場合、五〇試料までごとに八、二〇〇円を加算する。			二、一〇〇円	1 測定箇所三箇所までごとに 2 硬さ基準を測定する場合は、一、四〇〇円を加算した額とする。
	(三) 硬さ	"	"	1 測定箇所三箇所までごとに 2 硬さ基準を測定する場合は、一、四〇〇円を加算した額とする。			一、〇〇〇円	スガ式による。
	(四) 磨耗 2 機械器具の性能又は強度試験	"	"	"		(一) 手数を要すること	二、二〇〇円	"

い場合

(四) 面引張り接着力	//	九、五〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、八、三〇〇円を加算した額とする。
(五) 浸せき剥離接着性 一類	//	九、四〇〇円	1 五試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、五、〇〇〇円を加算した額とする。
(六) 浸せき剥離接着性 二類	//	七、一〇〇円	1 五試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、五、〇〇〇円を加算した額とする。
(七) 浸せき剥離接着性 三類	//	六、三〇〇円	1 五試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、五、〇〇〇円を加算した額とする。
6 製品試験 (一) 安定性 (二) 側方荷重 (三) 鉛直荷重 (四) 衝撃荷重 (五) 耐熱安定性 (六) 繰り返し耐久性	一 試料 // // // // //	四、八〇〇円 七、〇〇〇円 七、〇〇〇円 五、一〇〇円 九、四〇〇円 一三、〇〇〇円	一 サイクルまでごとにと 繰り返し回数が三万回を超える場合

7 塗料試験	(一) 粘度	〃	三、七〇〇円	は、その三万回を 超える一万回まで ごとに三、二〇〇 円を加算する。
8 塗膜物理性状試験	(二) 加熱残分	〃	四、二〇〇円	は、その三万回を 超える一万回まで ごとに三、二〇〇 円を加算する。
9 塗膜化学性状試験	(一) 耐熱性	一件	三、〇〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。 所要時間三時間ま でごとに 鉛筆引きかき値硬 度による。
(二) 硬度	〃	二、九〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
(三) 不粘着性	〃	六、五〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
四 研磨性	〃	一、九〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
五 耐屈曲性	〃	四、一〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
六 耐衝撃性	〃	二、三〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
七 耐磨耗性	〃	五、八〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
八 付着性	〃	四、四〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 六〇〇円を加算し た額とする。	
10 塗膜外観測定	(一) 耐水性	〃	四、九〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。
(二) 耐沸騰水性	〃	四、一〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。	
(三) 耐油性	〃	三、九〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。	
四 耐酸性	〃	四、〇〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。	
五 耐アルカリ性	〃	四、〇〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。	
六 耐汚染性	〃	三、九〇〇円	試料の作成を必要 とする場合は、六、 五〇〇円を加算し た額とする。	
11 耐久性試験	(一) 光沢	〃	二、九〇〇円	1 所要時間二四 時間までごとに
(二) 色	〃	二、六〇〇円	2 試料の作成を	
(三) 粗さ	〃	三、〇〇〇円	所要時間二四 時間までごとに	
(一) 促進耐候性	〃	二、九〇〇円	試料の作成を	

(二) 寒熱繰り返し	〃	七、三〇〇円	必要とする場合は、六、五〇〇円を加算した額とする。 3 キセノンウェザーメーターを用いること。 1 一サイクルまで 2 試料の作成を必要とする場合は、六、五〇〇円を加算した額とする。
(三) 乾湿繰り返し	〃	一一、三〇〇円	1 一サイクルまで 2 試料の作成を必要とする場合は、六、五〇〇円を加算した額とする。
(四) 加熱処理	〃	一、七〇〇円	所要時間二時間まで 所要時間二四時間まで
12 恒温恒湿処理	〃	一〇、一〇〇円	機械法によるものとし、八試料まで 五試料まで 三試料まで
13 染色堅ろう度	〃	二、二〇〇円	機械法によるものとし、八試料まで 五試料まで 三試料まで
(一) 洗濯	〃	二、二〇〇円	機械法によるものとし、八試料まで 五試料まで 三試料まで
(二) 熱湯、水又は海水	〃	二、四〇〇円	五試料まで 三試料まで
(三) 汗	〃	一、七〇〇円	五試料まで 三試料まで
(四) 摩擦(乾・湿)	〃	一、六〇〇円	三試料まで
14 繊維及び繊維製品の物性試験	〃	一、六〇〇円	三試料まで
(一) 引裂強さ、剛軟度、寸法変化率、斜行度、防水度、繊維水分、摩擦、磨耗、通気度又は透湿度	〃	一、六〇〇円	三試料まで
(二) ピリング	〃	三、三〇〇円	六試料まで
(三) 引張り、圧縮又はせん断	〃	二、四〇〇円	六試料まで

(一) 手数を要すること	一項目	一、四〇〇円	する。

<p>の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p> <p>二 検査及び分析</p> <p>1 一般定性分析</p>	<p>” ”</p>	<p>二、七〇〇円</p> <p>七、二〇〇円</p>	<p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p>
<p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p> <p>2 一般定量分析</p>	<p>一成分</p> <p>” ”</p>	<p>一、七〇〇円</p> <p>二、九〇〇円</p> <p>四、四〇〇円</p>	<p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一成分の分析操作の結果により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに三〇〇円を加算する。</p>
<p>(一) 手数を要すること の特に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要すること</p>	<p>” ”</p>	<p>二、五〇〇円</p> <p>四、六〇〇円</p>	

水産 海洋 技術 セン ター	検査及び分析 病原体検査	<p>一 ウイルス・ウイロイド 検査</p> <p>1 免疫学的検査</p> <p>2 遺伝子検査</p> <p>二 糸状菌検査</p> <p>菌の分離が必要なもの</p> <p>三 細菌検査</p> <p>菌の分離が必要なもの</p> <p>四 センチュウ検査</p> <p>センチュウの分離が必 要なもの</p> <p>五 害虫検査</p> <p>遺伝子検査</p>	<p>一件</p> <p>二六、二〇〇円</p>	検体（水産動物） について病又は り病の疑いがある 場合を除く。
農業 技術 セン ター	<p>検査及び分析 病虫害検査</p> <p>三 写真</p> <p>1 電子顕微鏡写真</p> <p>2 顕微鏡写真</p> <p>3 レーザー顕微鏡写真</p> <p>4 その他の写真</p> <p>5 焼き増し</p> <p>四 試作</p> <p>(四) 温度、外観、臭気 濁度等</p> <p>(1) 手数を要するこ との特に少ないも の</p> <p>(2) 手数を要するこ との少ないもの</p> <p>(3) 手数を要するも の</p>	<p>一枚</p> <p>一件</p> <p>七〇〇円</p>	<p>額</p> <p>所要時間及び原材 料の時価等を勘案 して知事が定める</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>三、三〇〇円</p> <p>二、七〇〇円</p> <p>四、三〇〇円</p> <p>三、八〇〇円</p> <p>二、五〇〇円</p> <p>一、二〇〇円</p>	検体（植物）につ いてり病又はり病 の疑いがある場合 を除く。

林業 技術 セン ター	
<p>一 試験及び測定</p> <p>1 基本物性試験</p> <p>(一) 曲げ試験</p> <p>(二) 圧縮試験</p> <p>(三) 引張り試験</p> <p>(四) せん断試験</p> <p>(五) くぎ引き抜き試験</p> <p>(六) 含水率測定試験</p> <p>2 実大材強度試験</p> <p>(一) 曲げ試験</p> <p>(二) 座屈試験</p> <p>(三) 短柱圧縮試験</p> <p>(四) 引張り試験</p> <p>(五) 壁体せん断試験</p>	<p>一 細菌検査</p> <p>1 細菌分離</p> <p>(一) 簡易なもの</p> <p>(二) 複雑なもの</p> <p>2 免疫学的検査</p> <p>3 遺伝子検査 (DNA)</p> <p>二 寄生虫検査</p> <p>1 簡易な寄生虫検査</p> <p>2 複雑な寄生虫検査</p> <p>3 遺伝子検査 (DNA)</p> <p>三 ウイルス検査</p> <p>1 ウイルス分離</p> <p>2 免疫学的検査</p> <p>3 遺伝子検査</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>
<p>八、〇〇〇円</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>三、八〇〇円</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>二〇、五〇〇円</p> <p>一七、三〇〇円</p> <p>二二、一〇〇円</p> <p>一六、六〇〇円</p> <p>二一、二〇〇円</p>	<p>四、八〇〇円</p> <p>九、二〇〇円</p> <p>九、〇〇〇円</p> <p>一四、二〇〇円</p> <p>一、五〇〇円</p> <p>四、六〇〇円</p> <p>一四、二〇〇円</p> <p>一六、九〇〇円</p> <p>九、〇〇〇円</p> <p>二五、四〇〇円</p> <p>二二、五〇〇円</p>
<p>1 一〇片までごとに</p> <p>2 一方向からの写真をとる場合は四、二〇〇円を加算する。</p> <p>一試験体につき</p>	<p>通常培地による。特殊培地による。</p> <p>体表面に寄生するもの</p> <p>脳など体内に寄生するもの</p> <p>コイヘルペスウイルス病検査以外のウイルス検査</p>

	<p>3 接合部強度試験</p> <p>(一) 曲げ試験</p> <p>(二) 引張り試験</p>	<p>” ”</p>	<p>一〇〇、九〇〇円</p> <p>九一、五〇〇円</p>	<p>七片までごとに</p>
<p>共通</p>	<p>一 成績書及び証明書</p> <p>1 和文</p> <p>2 英文</p> <p>二 他の項に定めのない試験等</p>	<p>一部</p> <p>”</p> <p>一件</p>	<p>八〇〇円</p> <p>一、三〇〇円</p> <p>所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額</p>	<p>1 他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。</p> <p>2 三〇分に満たない場合は、一、九〇〇円とする。</p>
	<p>三 前処理及び試料調製</p>	<p>一時間</p>	<p>三、九〇〇円</p>	
	<p>四 設備利用において職員が行う機器操作</p>	<p>”</p>	<p>三、九〇〇円</p>	<p>1 他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。</p> <p>2 三〇分に満たない場合は、一、九〇〇円とする。</p>

備考

一 一時間未満の端数時間は、一時間とする。ただし、三十分に満たない場合の定めがあるときは、その定めるところによる。

二 手数料を納付すべき者が広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、この表に定める額の二倍に相当する額とする。